



Tax Espresso – Special Alert

賦課年度 2022 年法人税申告書 – 移転価格に関する重要な開示項目の 追加(Item F8)

マレーシア内国歳入庁(IRB)は賦課年度 2022 年の法人税申告書 Form C を改訂し、公表しました。-[SampleRF_C2022_2.pdf \(hasil.gov.my\)](#)
改訂版では移転価格 (TP)に関する重要な開示項目が追加されました (Item F8)。これは 2022 年 1 月 1 日以降に終了する会計年度から適用される申告書となります。

Form Cに追加された開示項目は何か?

会社のキャラクタライゼーション

納税者は会社の事業活動、つまり製造活動、販売活動、サービス活動のキャラクタライゼーションを提示することが求められます。正確なキャラクタライゼーションが重要で、TPの機能資産リスク(FAR)分析に基づいて決定する必要があります。従って、この追加開示項目はTP文書を作成していない納税者や、FAR分析のない簡易なTP文書を作成している納税者にとって、対応が困難となります。

TPのキャラクタライゼーションは、差し迫る第1の柱(Pillar One)の導入、および税務調査におけるリスクと経済価値の評価に強い相互作用を有します。

事業再編

事業再編はIRBが移転価格調査対象を選定するにあたり重視する指標のひとつです。特に事業再編により会社の収益性が低下した場合があります。とりわけ優遇税制適用期間終了直後に行われたり、パンデミックの影響により行われた事業再編に対し、IRBはより詳細な調査をするようになってきました。事業の変更のすべてが当該事業再編に該当するわけではありません。移転価格上の事業再編の定義、代表的にはOECDのTPガイドラインでの定義にあてはめての回答が必要です。改訂版申告書では事業再編の選択肢がいくつかありますが、その他すべてが該当してしまうような“Others”という選択肢もあります。

研究開発(R&D)活動

IRBは会社が行うR&D活動とその対価を詳細に調査します。過去の調査傾向によれば、関連会社間で共有された製品や製造工程の改良等、製造無形資産の開発や増大に寄与する納税者の活動に注目しています。優遇税制を受けている納税者は、その優遇税制の条件としてR&D活動を行うことが求められている場合もあります。

マレーシアTPガイドラインで述べられているように、R&D活動を行う納税者が受ける一般的なコストプラス方式の報酬は、必ずしもす

すべての場合において適切ということではありません。これら R&D について TP の観点から正確に描写することが、賦課年度 2022 年申告書で R&D に関する項目を正しく開示するために必要な準備となるでしょう。またそれは、事業再編、無形資産所有、費用分担等の改訂版申告書で求められる TP 開示項目と相互作用するものです。

取引/ブランド/知的財産(IP)の所有

移転価格での所有条件は法的所有のみならず経済的所有にも拡大し、一般的には無形資産の開発、改良、維持、保護、活用(DEMPE)分析に基づき決定されます。従って、国内納税者による多額の広告、マーケティングや販促活動も、IRB はブランド改良とみなし、その経済的所有に対する対価受取を求める可能性があります。

その他の開示項目

キャッシュプーリング、恒久的施設 (PE)、配当支払、費用負担等が、その他開示項目として改訂版 Form C に追加されました。PE に関しては、外国会社の活動が PE 認定されないかについて、納税者は注意深く検証する必要があります。IRB が別途解釈説明を提示しない限り、これは改訂版申告書で求められる開示に影響します。

Form C で間違った開示をすることの影響

納税者が自身または他者の税額に影響を与える事項について、Form C で誤った情報を記載した場合、ペナルティが科される可能性があります(場合により不足税額の 200%まで)。また、税務申告書で間違った情報開示や虚偽の申告があった場合、故意の不履行/怠慢として時効は適用されない旨を IRB が主張する可能性があります。さらに、間違った開示をすることで、調査対象に選ばれるリスクが高まったり、争訟の長期化、既存または申請中の事前確認(APA)や相互協議(MAP)交渉に影響を与える可能性があります。

上述とは別に、2021 年 1 月 1 日以降に開始した移転価格調査については、セクション 113B に基づく新たなペナルティ(要求から 14 日以内に TP 同時文書を提出できない場合)、およびセクション 140A(3C)に基づくサーチャージ(移転価格調整額の最大 5%)が適用されます。

IRB による最近のコーポレートガバナンスフレームワークや協動的コンプライアンスの導入により、取締役やその他利害関係者は TP に十分な注意をはらう義務があります。賦課年度 2022 年以降の Form C での TP 開示項目の追加は、コンプライアンス基準の強化を喚起するものと理解されます。

納税者への今後の影響

Form C の追加開示項目は、Form MNE と類似しています。Form MNE は移転価格調査対象を選定するためのリスク調査として、以前は IRB が選んだ納税者に送付していたものです。これら開示項目を Form C に含めたことで、調査対象選定のサンプル数を拡大し、納税者が提供した情報はリスクに基づいた今後の調査対象選定を補助するものになります。従って、これらの開示項目は正確でかつ毎年の TP 文書の内容と一致している必要があります。

お問合せ

Tax Espresso はデロイトマレーシア税務サービス部門がお届けしています。

ご不明点がございましたら、下記、日系企業サービスの渡又は、秋元までご連絡下さい。また、英語原文をご希望の方は[山本](#)までご連絡下さい。

Deloitte Malaysia Japanese Services Group

名前	役職	電話番号	Email
渡 喬	Director	03 7650 6452	twatari@deloitte.com
秋元啓孝	Senior Manager	03 7610 8905	akimoto@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



Deloitte Tax Services Sdn Bhd
Level 16, Menara LGB
1, Jalan Wan Kadir
Taman Tun Dr Ismail
60000 Kuala Lumpur
Malaysia

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Malaysia

In Malaysia, services are provided by Deloitte Tax Services Sdn Bhd and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Tax Services Sdn Bhd

To no longer receive emails about this topic please send a return email to the sender with the word "Unsubscribe" in the subject line.